

監査品質のマネジメント
に関する年次報告書

丸の内監査法人

2025年6月

当報告書の「報告対象期間」は、2024年1月から2024年12月までです。

目次

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要	4
1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	5
2. 事務所概要	7
II. 経営管理の状況等	10
1. 品質管理基盤	11
2. 組織・ガバナンス基盤	17
3. 人的基盤	21
4. IT基盤	23
5. 財務基盤	24
6. 国際対応基盤、その他	26

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

I .監査品質向上に向けた取組み及び 事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

(1) 経営理念

当法人は、「会計、監査、税務の専門家として日本経済の発展と世界の平和に貢献するとともに全てのメンバーが幸せと豊かさを共有する」ことを経営理念としています。

2017年に丸の内監査法人が設立された後、特に東芝事件以降コロナ禍に至る過程で、複雑化する取引、DX化への対応、KAMや収益認識基準の変更など度重なる制度改革、待ったなしとなった脱炭素化等の環境対応など企業を取り巻く外部環境は、ますます厳しさを増しています。こうした中で、社会のインフラとしての監査法人がしっかりと経済社会の基盤として機能し、役割を果たしていくことが、重要だという認識を強めています。



統括代表社員 須永真樹

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

(2) 監査品質向上への取組み

監査品質を確保し、向上させるために継続的に取り組んでいくことは、監査法人の根幹をなすものであり、常に最も重要な経営課題です。

当法人は、社員及び職員あわせて十数名の規模であり、社員間の強い信頼関係のもとで、相互監視・相互牽制を行いながら組織を運営しています。当法人は、最高経営責任者である統括代表社員が社員・職員全員を掌握できる組織規模であるとともに、全構成員がお互いの顔が見える関係にあるという透明性のある風土を有していることから、統括代表社員のリーダーシップのもとで、監査品質の確保と継続的な向上への取組みが監査法人として最も重要な経営課題であるという意識を浸透させ、監査法人としての社会貢献とメンバーの幸せを実現するという経営理念を実現していきます。

2024年7月より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用し、当該原則の趣旨に沿って、監査の品質を確保し、向上させるべく、当法人の特徴を生かした実効的な組織運営に取り組んでいます。

また同月より、改正後の「監査に関する品質管理基準」の適用を開始しています。本報告書の「II. 経営管理の状況等」に記載している6つの基盤を整備・運用し、強化することで、監査品質向上に向けた取組みをより一層推進していきたいと考えています。

2. 事務所概要

当法人の概要は以下の通りです。

- ・ 法人名 丸の内監査法人
- ・ 統括代表社員 公認会計士 須永真樹
- ・ 所在地 東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル5階
- ・ 沿革
2017年6月 設立
2018年10月 準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）への登録
2020年4月 上場会社監査事務所名簿への登録
2024年8月 上場会社等監査人名簿への登録
- ・ 人員
(2025年6月30日現在) 社員 6名
専門要員※ 16名（うち公認会計士 9名）
※非常勤14名を含む。

2. 事務所概要

当法人の概要は以下の通りです。

- ・被監査会社数

(2025年6月30日現在)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	1社	1社
会社法監査	2社	-
学校法人監査	1社	-
その他の任意監査	13社	-
計	17社	1社

上記のうち上場会社 アートグリーン株式会社

2. 事務所概要

当法人のグループ会社の概要



当法人は、株式会社丸の内ビジネスコンサルティング、税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング、丸の内M&Aセンター、須永公認会計士事務所（以下、「グループ法人」という。）とグループ関係にあり、グループとして会計、監査、税務に関するあらゆる領域のニーズに対し迅速に対応できる体制を採用しています。

このような体制の下で、当法人に所属するメンバーは、これらのグループ法人の業務経験を通じて、被監査会社やマーケットの状況をより深く理解するための業務知識を獲得することが可能となっており、高品質な監査を提供するための人材育成の基盤となっています。

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

当法人は、監査業務の品質管理を最優先事項に据えています。我が国において監査業務を適切に遂行するための諸法令並びに企業会計審議会及び日本公認会計士協会が公表する諸基準等に基づいて品質管理システムを整備・運用することにより、監査業務の適切性を確保しております。

(1) 品質管理の方針

当法人では、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、「監査事務所における品質管理」、「監査業務に係る審査」及び「監査業務における品質管理」に準拠して、品質管理に関する方針及び手続として「品質管理規程」及び「審査規程」を定めています。

監査業務を行う構成員は、監査業務にあたり、「品質管理規程」及び「審査規程」に定める品質管理の方針及び手続を遵守して業務を遂行していくこととなります。

当法人は、環境の変化及び実態に応じてこれらの規程を見直すこととしており、また、これらの規程の運用の有効性を確保するために、①日常的モニタリング活動と②定期的なモニタリング活動を組み合わせたモニタリング体制を整備・運用しています。このような一連のプロセスを実践することで、監査品質を確保・向上しております。

1. 品質管理基盤

(2) 監査品質管理組織の概要

当法人では、統括代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任者であり、監査品質を重視する風土の醸成を行っています。

当法人は少人数の組織であるため、顔の見えるメンバーで機動的な組織運営を行っており、原則として毎月開催される社員会には監査責任者である全社員が出席し、品質管理にかかる重要事項について、双方向の議論と意思決定を行っています。

また、当法人では、監査責任者である全社員と品質管理責任者等が出席する監査品質管理会議を定期的（原則月1回）に開催し、監査品質の確保・向上に資する事項の審議等を行っています。

上記の会議で審議、決定された重要事項は、随時、法人内の研修等において、周知徹底しています。

具体的な品質管理システムの整備・運用業務は、品質管理責任者（社員）が、品質管理担当者（職員）による補佐を受けて、推進しております。

品質管理責任者は主に以下のような業務を担当しています。

- ☑ 品質管理に関する規程・ガイドライン等の原案作成及び社員会への上程
- ☑ 品質管理に関する活動計画の策定
- ☑ 当法人の構成員全員の独立性に関する管理
- ☑ 審査の管理
- ☑ 電子調書の管理
- ☑ 専門的な見解の問合せの運営・管理
- ☑ 研修受講状況の確認
- ☑ 監査品質のマネジメントに関する年次報告書の作成

1. 品質管理基盤

(3) 職業倫理の遵守及び独立性の保持

・ 職業倫理の遵守

当法人及び構成員が職業倫理を遵守するように、「品質管理規程」において当法人の方針及び手続きを定めています。

監査責任者は、「品質管理規程」に定める職業倫理に関する規定を自ら遵守するとともに、専門要員（当法人に所属する社員及び専門職員のこと）による当該規定の遵守状況も確かめています。

・ 独立性の保持

当法人及び構成員が倫理規則等で定める独立性に関する規定を遵守するように、「品質管理規程」において当法人の方針及び手続きを定めています。

当法人及び専門要員は、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を毎期提出しなければなりません。

【独立性の遵守状況】

	2023年12月期	2024年12月期
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

【その他の職業倫理の遵守状況】

	2023年12月期	2024年12月期
インサイダー取引を防止するための誓約書提出率	100%	100%
職業倫理に関する宣誓書提出率	100%	100%
機密情報保持誓約書提出率	100%	100%
違反件数	0件	0件

(4) 監査責任者のローテーション制度

独立性を確保し、高い監査品質を維持するため、「品質管理規程」において、特定の大会社等の監査業務について連続する従事期間の制限を設けています。

1. 品質管理基盤

(5) 契約の新規締結及び更新

当法人では、契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査契約の新規締結及び更新に関する規程」等として定めています。

契約の新規締結及び更新に際して、①当法人は、業務を実施するための適性、能力及び十分な監査時間の確保等ができるか、②経営者の誠実性等を考慮し、関連する倫理規則等を遵守できるか否かを慎重に検討します。このように監査品質を最優先事項に据えて、契約の新規締結及び更新の可否を決定することとしております。

(6) 監査業務の実施

「品質管理規程」において、業務の実施に係る方針及び手続を定めるとともに、各種マニュアルを作成し、監査業務の実施にあたり遵守することを構成員に義務付けています。

当法人では監査責任者自らが現場に往査し、被監査会社の経営者や監査役等と直接対話をすることで、被監査会社のビジネスや内部統制の状況等を十分に理解し、監査業務を実施しています。

監査責任者である業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲がなされるよう、「監査業務の指示、監督及び査閲に関するガイドライン」及び「査閲ルール」等を定めて、運用の徹底を図っています。

(7) 審査の方針及び手続

当法人では、審査の実施にあたり遵守する事項につき、審査の方針及び手続として「審査規程」及び「審査に関するガイドライン」を定めています。すなわち、①計画審査、②事前審査、③意見審査の3段階に審査を大別した上で、それぞれの実施時期や審査項目等を定めています。更に全ての監査業務において、審査は原則として当法人内の社員で一定の要件を満たした者により実施され、その審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないと定めています。

1. 品質管理基盤

(8) 専門的な見解の問い合わせ

監査責任者は、①専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項、②不正リスクが一定程度以上に高く、専門的な見解が必要と判断した案件について、専門的な見解の問合せを実施する必要があります。

当法人では、専門的な見解の問合せ先として、助言者としての能力、適性について十分に考慮したうえで外部の専門家に依頼しています。

(9) 不正リスク対応

当法人は、監査の基準及び監査における不正リスク対応基準に準拠し、「品質管理規程」及び「不正リスク対応に関するガイドライン」において、不正リスク対応の方針及び手続きを定めています。

「品質管理規程」において、①監査契約の新規の締結及び更新、②専門要員に対する教育・訓練、③業務の実施、④審査、⑤監査事務所間の引継、⑥品質管理システムの監視に係る遵守事項を定めており、「不正リスク対応に関するガイドライン」において、実際に不正の兆候を検知した場合の対応方針と手続を定めています。

(10) 法人内外からの通報制度

当法人では、不正リスクに係る内外からの情報を収集するための窓口として、ウェブサイト上に通報窓口を記載するとともに、通報受付の窓口として品質管理責任者を指定しています。

通報を受けた際には、当該情報が、関連する監査責任者へ適時に伝達され、当該監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に報告することになっています。

1. 品質管理基盤

(1 1) 品質管理システムの監視

当法人は、①日常的モニタリング活動と②完了した監査業務の検証の2つを軸として、品質管理システムの監視を実施しています。

完了した監査業務の検証は、複数年のサイクルでローテーションを組んで実施しています。すなわち、一定期間の中で、監査責任者ごとに少なくとも一つの完了した監査業務を当該検証の対象として選定することとしています。

品質管理システムの監視の結果、課題が識別された場合には、原因分析や改善措置に関する議論を行い、適切な改善措置がとられたことを確認しています。

(1 2) 外部機関によるモニタリング

当法人の監査業務に関する外部機関によるモニタリングの制度として、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

【日本公認会計士協会による品質管理レビュー】

当法人は、日本公認会計士協会より2023年3月に重要な不備事項のない実施結果であった旨の品質管理レビュー報告書を受領しております。

【公認会計士・監査審査会による検査】

当法人は、公認会計士・監査審査会による検査を、現在まで受けておりません。

2. 組織・ガバナンス基盤

当法人は小規模な監査法人であり、全構成員が顔の見える透明性のある関係にあることを活かし、機動的な経営管理を行っています。無限責任社員である監査責任者により原則として毎月開催される社員会が経営上の意思決定機関としてガバナンスの中心機能を担っており、社員の双方向からの率直な意見交換や審議を行っています。最高責任者である統括代表社員は、社員会で決定した方針に基づき業務を執行し、経営方針の浸透を図っています。

(1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当法人は、小規模な組織であることから、複雑な組織構造を設けずに、経営上の最高機関としての社員会を中心としたガバナンス体制を構築しております。無限責任社員である監査責任者全員は、原則として毎月開催される社員会における経営の意思決定に参画するとともに、監査品質管理会議で、監査品質の確保・向上を目的とする品質管理システムの整備・運用状況について審議しています。

このようなパートナーシップ型法人運営形態の実践により、ガバナンス体制を実効性をもって構築・運用しています。

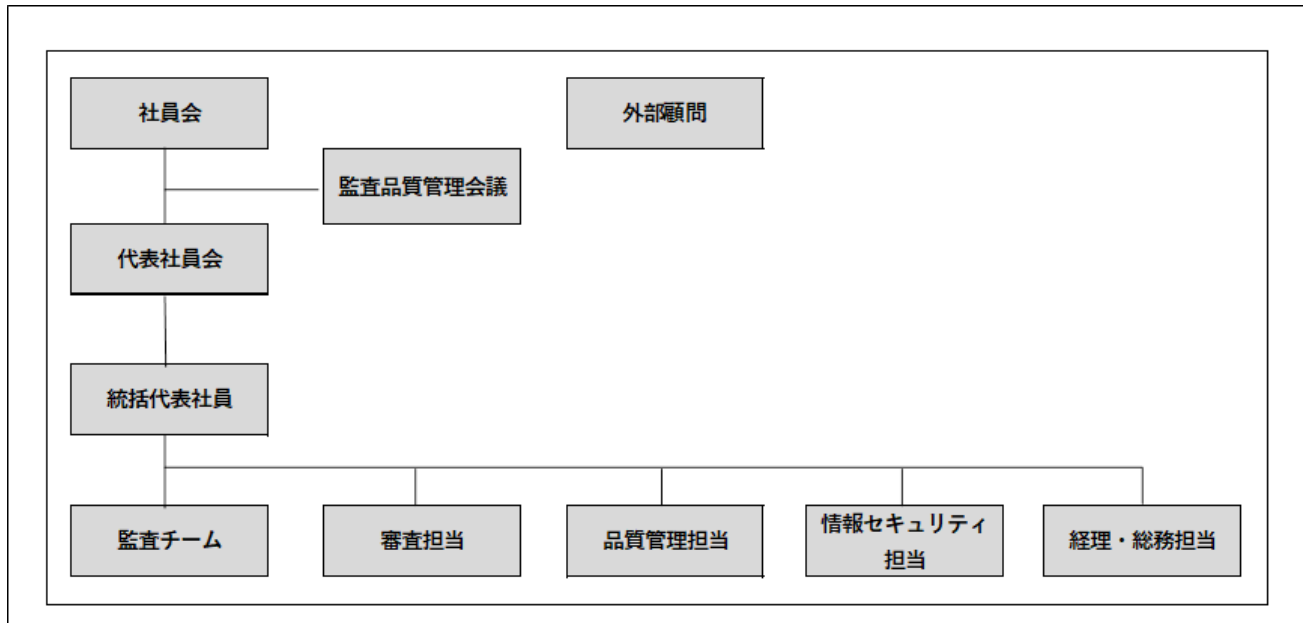
当法人の全構成員は顔の見える関係にあり、社員会での決定事項や品質管理上重要な事項については、統括代表社員が直接、定例の研修等で方針を伝え、周知徹底を図っています。

また、社員会を監視し、助言を行う独立性を有する第三者として、外部顧問を選任しています。

2. 組織・ガバナンス基盤

(2) 組織図と各機関の役割

・組織図



・社員

統括代表社員	公認会計士	須永真樹
代表社員	公認会計士	須永明美
代表社員	公認会計士	金光良昭
社員	公認会計士	紺谷宏
社員	公認会計士	猿木貴史
社員	公認会計士	間達哉

2. 組織・ガバナンス基盤

• 社員会

社員会は、当法人の最高機関です。社員会を原則として1ヶ月に1回開催することにより、社員間で適時に情報を共有し、慎重かつ的確な意思決定を実現しています。

具体的には、法令または定款に定められた事項のほか、経営方針の決定、代表社員の選任、監査契約の新規締結及び更新、重要な品質管理に関する事項等を決議します。各社員の業務執行状況等について報告と双方向による議論を社員会で行うことにより、リスクの適時・的確な把握及び実態を踏まえた意思決定を可能にしています

• 代表社員会

代表社員会は、社員会付議に関する事項その他、代表社員に係る業務に関する重要な事項を審議する機関であり、原則として1ヶ月に1回開催しています。

• 監査品質管理会議

統括代表社員が主催し、全社員と品質管理担当者を構成員として、定期的（原則月1回）に開催しています。当法人の品質管理の計画の立案、進捗の報告等、監査品質の確保と継続的な向上のための重要事項の協議・検討を行っています。

• 外部顧問

独立性を有する第三者である外部顧問を選任し、第三者の視点から経営機能の実効性向上、監査品質の向上のための助言・提言を受けています。外部顧問による監督・監視等が行われる体制を整備・運用し、ガバナンスの強化を図っています。

2. 組織・ガバナンス基盤

【社員会の開催回数】

2023年12月期	2024年12月期
12回	12回

3. 人的基盤

当法人は、会計、監査、税務の専門家として日本経済の発展と世界の平和に貢献するとともに全てのメンバーが幸せと豊かさを共有ことを目指しています。この理念の実現のため、メンバーが専門家として成長できる機会を提供するとともに働きやすい環境を整備・運用することが重要と考えています。

(1) 人事に関する方針

当法人は、人材の採用にあたり、「品質管理規程」及び「専門要員の採用、教育、訓練、評価及び選任の方針及び手続」を定めて、適性及び能力を評価し職員（非常勤職員を含む。）の採用を行っています。

さらに社員の選任にあたっては、品質管理を含む専門性を重視しています。

社員及び職員の評価については、監査品質を重視する方針であり、年1回の構成員の評価において構成員の会計・監査に関連する知見や経験について、所定の評価方針に基づいた評価を行っております。

(2) 教育や人材育成に関する方針

当法人では、以下のような研修・教育の体系により、人材育成を図っています。

- 定期的な内部研修
- 日本公認会計士協会が主催する研修のうち当法人として受講を必須とする指定研修
- 監査現場でのOJT

また当法人及びグループ法人では、税務、評価業務、その他の監査周辺業務等の非監査業務を受託しており、これらの業務経験の機会を通じて専門知識の向上を図っています。

さらに、IT監査の知識など、本人の希望・資質に応じた専門知識習得の支援を行っています。

3. 人的基盤

【研修回数】

2023年12月期	2024年12月期
27回	23回

【新規採用数】

2023年12月期	2024年12月期
1名	1名

【女性比率】

2023年12月期末	2024年12月期末
31%	31%

【公認会計士以外の資格別人員数】

2023年12月期末		2024年12月期末	
・税理士	5名	・税理士	4名
・英国勅許公認会計士 (ACCA)	1名	・英国勅許公認会計士 (ACCA)	1名
・システム監査技術者	1名	・システム監査技術者	1名
		・ITストラテジスト	1名

4. IT基盤

当法人は、監査の過程で入手した情報や監査調書についてセキュリティ対策を講じています。また、業務の有効性及び効率性を高めるため、ITツールや電子監査調書システムを利用しています。

(1) 情報セキュリティ対策

当法人は、「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、法人内の会議・研修やOJTを通じて情報セキュリティの重要性を周知することにより、全構成員が「情報セキュリティ・ポリシー」を遵守しています。

定期的に情報セキュリティリスクの識別・評価を行い、対応について検討をしています。

監査業務は当法人から貸与したパソコンを使用するとともに、監査ファイル及び監査用データは当法人のファイル・サーバに保存し、USB等の利用や貸与パソコンへのデータ保存を原則として禁止しています。これにより情報漏洩リスクを回避しております。

サイバーセキュリティリスク対策として、アンチウイルスソフトの使用、当法人のネットワークの暗号化、OSの管理、アクシデントに備えたデータのバックアップ等を行い、リスク回避を行っております。

情報システム責任者が情報セキュリティ面のモニタリングを実施しています。

(2) ITの活用

監査実施に際してITツールを利用しています。

監査業務の効率化と管理の強化のため、電子監査調書システムを利用しています。

ITシステム担当者が監査におけるITの利用をサポートする役割を担っています。

5. 財務基盤

当法人は、法人設立から現在に至るまで財務健全性を確保し、また、報酬依存度についても留意しています。

(1) 財務基盤の状況

当法人は、監査意見の公正性・独立性を確保するため、特定の依頼人からの監査報酬に左右されない健全な財務基盤の維持を重視しています。

当法人は、法人設立から現在に至るまで継続的に財務健全性を確保し、自己資本比率の充実・維持と、特定の依頼人への過度な報酬依存度の回避を継続しています。

当法人の財務基盤の状況

	2023年12月期	2024年12月期
売上高 (内訳)	176,698千円	130,956千円
監査証明業務	143,290千円	92,620千円
非監査証明業務	33,408千円	38,336千円
総資産	57,131千円	31,000千円
純資産	14,563千円	17,252千円
自己資本比率	25.5%	55.7%

5. 財務基盤

(2) 報酬依存度に関する考え方

報酬依存度（監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の監査業務の依頼人からの総報酬が占める割合）が高い割合を占める場合、当法人の判断又は行動が不当な影響を受け、客観的な行動ができなくなるおそれがあるため、報酬依存度を倫理規則の要求に従って、適切にコントロールしています。

【報酬依存度が15%超の依頼人の数】

2023年12月期	2024年12月期
0	0

6. 国際対応基盤、その他

- 当法人は、グローバルネットワークには加盟しておりません。
- 現時点において、重要な海外子会社等を有する上場会社の監査は受嘱しておりませんが、任意監査における海外子会社等の監査については、被監査会社にとって最適と考える現地会計事務所に業務を依頼し、その結果を吟味・評価した上で慎重に利用しております。

【別紙】
監査法人のガバナンス・コードへの対応状
況